

1 申請者から学校への提出書類

(1) 生活保護（生業扶助）受給世帯

書類名	注意事項
高知県高校生等奨学給付金受給申請書（別記第1号様式）	・消せるボールペンの使用不可
住民票	・保護者等及び対象高校生等が属する世帯全ての構成員の住民票で、 ・「続柄」・「世帯全員の住民票である」旨が記載されていること ・<u>個人番号（マイナンバー）が記載されていないこと</u> ・発行日が申請日から3か月前までのもの ・住民票のコピーを提出する場合、余白に「<u>原本は〇〇高校（生徒氏名）の書類に添付</u>」と記入してください
生業扶助（高等学校等就学費） 受給証明書（別記第2号様式） または 生活保護受給証明書	・令和5年7月1日以降に発行されたもの ・令和5年7月1日現在の生業扶助の受給状況が確認できるもの ※提出された生活保護受給証明書に生業扶助の受給状況に関する記載が無かった場合は、再度保護者等へ生業扶助の受給の有無について確認してください。 <u>確認後、生業扶助を受給していない場合は、「非課税世帯」となり課税証明書等が必要になります。</u> ・受給者が全員記載されているもの ・原本を提出してください（コピー不可）
在学証明書（別記第3号様式）	・学び直し支援金対象者はその旨を明記すること
預金通帳の写し	・申請書に記載した、申請者本人名義の通帳であること ・金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人（漢字表記・カナ表記のいずれも必要）が確認できること